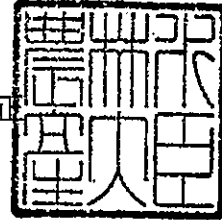


26経第1643号

平成27年7月10日

知事 殿

農林水産大臣 林 芳 正



予算決算及び会計令第140条に基づく都府県が行う国の会計事務の範囲の変更について（通知）

平成27年3月30日付け により同意のあった国の会計事務の範囲の変更について、別紙のとおり変更したので、通知する。

別紙

(予算決算及び会計令第140条第3項の規定に基づく都道府県が行う国の繰越しの手続の事務の範囲)

都道府県名	会計機関名	会計名	官職名	会計機関の事務の範囲		変更年月日
				新	旧	
県	支出負担行為担当官(繰越事務)	一般会計及び 東日本大震災 復興特別会計	農林水産部長	<p>次の支出負担行為担当官が支出負担行為を行う農林水産省所管一般会計及び東日本大震災復興特別会計の歳出予算のうち、財政法43条第1項に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の 手続に関する事務</p> <p>一 農林水産省所管(農山漁村地域整備交付金に限る)</p> <p>二 農政局長(次に掲げる経費に限る。)</p> <p>(項) 農業生産基盤保全事業費</p> <p>(項) 農地等保全事業費</p> <p>(項) 農業競争力強化支援事業費</p> <p>(項) 農業施設災害復旧事業費</p> <p>(項) 農業施設災害関連事業費</p> <p>(項) 地域再生推進費</p> <p>(項) 離島振興事業費</p> <p>(項) 災害対策等緊急事業推進費</p> <p>(項) 東日本大震災復興事業費</p> <p>(項) 東日本大震災災害復旧等事業費</p> <p>(項) 農山漁村地域整備事業費</p>	<p>支出負担行為担当官農林水産省所管一般会計及び東日本大震災復興特別会計の歳出予算(農山漁村地域整備交付金及び地域戦略自主交付金に限る)のうち、財政法43条第1項に規定する翌年度にわたって支出すべき債務の負担の手続に関する事務</p>	平成27年7月10日
	支出負担行為担当官代理(繰越事務)			—		